



Title	東北及關東の農村及農業
Author(s)	渡邊, 侃
Description	資料
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 10, 177-206
Issue Date	1942-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10715
Type	departmental bulletin paper
File Information	10_p177-206.pdf



東北及關東の農村及農業

渡邊 侃

對滿事務局から滿洲民族文化に關する研究費を戴いた。曩に北大東亞研究會で印刷して貰つた「滿洲に於ける民族と殖民」の報告に續いて、本邦農民が滿洲に移住した場合如何なる文化を持つて行き且建設するかを、またすべきかを研究する積りである。着手始めとして北海道、東北、關東、關西の農村を調査することを始めた、此處には東北、關東の農村踏査記を掲げる。

第一 南部の村

一、産馬村の一例

馬政局が昭和十六年刊行した昭和十四年度馬産經濟實態調査中特に集團調査は一部落の多數農家を調査した貴重なる資料である。馬産に就ては詳細な收支計算

資料が出て居るが、私共の興味は一般農家經濟調査にある。其の一部なる青森縣上北郡四和村大字米田字一本松に就て資料を摘録して見やう、

本部落は五戸町から三本木町に至る奥羽街道沿であつて、乗合自動車を通ずる。標高約七五米の高臺地で土性が腐植土の瘦地である。氣温は昭和十四年内の最高が攝氏三二・五最低同零下一四度八分と云ふから温暖ではない、冬季積雪が多い。部落總戸數四一戸、農家戸數三六戸で、小作が一三戸、自小作が一八戸で小作が多く、純自作は僅かに一戸、地主が四戸である。土地は合計三〇二町あるが、一割が田、二割が畑、三割が原野、四割が山林であつて、山林の大部分及び田

	總 管 田 積 (<small>田・畑</small>)	水田 作面積	稻 作面積	畑 作 面 積							田・畑 作積	所有且經營		
				豆	麥	粟・稗・ 玉蜀黍 其他穀類	牧草・萩 青刈物	工業作物 (主とし て菜種)	馬鈴薯 (甘藷)	蔬 菜 (果樹)		原野	山	林
	625	230	395	220	80	130	20	20	18	10	728	—	—	—
	495	125	370	110	85	155	30(20)	—	10	15	550	100	90	(經營 せず)
	477	185	292	140	70	170	5	—	5(1)	7	521	64	—	—
	460	150	310	130	70	130	3(5)	12	10(2)	7	519	120	55	—
	460	180	280	110	40	110	3	—	10	10	463	30	150	—
	450	200	250	100	70	125	20	—	20	3	538	—	—	—
	434	134	300	95	50	100	16	20	10	10	435	20	—	—
	420	120	300	90	70	115	3	15	10	10	433	—	—	—
	400	150	250	60	55	125	—(10)	40	8	—	448	—	—	—
	362	132	230	95	30	85	15	20	5	10	392	140	14	(外= 20小作)
	356	116	240	120	60	90	13	5	15	10	429	—	—	—
	350	130	220	75	70	80	3	—	3(5)	10	376	20	—	—
	325	100	225	70	40	98	—(5)	—	3	10	326	—	—	—
	320	80	240	110	50	110	—	—	10	8	368	—	14	—
	305	65	240	55	40	103	5(5)	20	15	15(5)	328	—	—	—
	300	100	200	50	40	80	—	—	—	10	280	—	—	—
	280	120	160	66	70	95	7	—	2	1	361	20	—	—
	280	50	230	71	45	90	5	—	5	10	276	—	—	—
	280	120	160	60	35	70	13	—	3	10	311	—	—	—
	275	80	195	65	40	90	10	15	10	3	313	40	200	—
	273	100	173	51	35	60	30	—	10	5	291	10	—	—
	270	100	170	90	50	87	1	—	10(1)	2	341	—	7	—
	250	100	150	55	40	50	20	—	3	10	278	—	—	—
	230	100	130	40	37	52	20	—	20	4	273	—	—	—
	220	100	110	40	20	50	40	—	5	10(10)	275	142	3233	—
	220	100	120	40	30	60	—	10	10	10	260	—	—	—
	216	90	126	85	40	80	30	—	1	10	336	—	—	—
	170	70	100	36	40	50	15	—	5	5	221	—	—	—
	150	60	90	45	25	37	—	—	3	5	175	—	—	—
平均	332.9	116.8	215.7	81.9	49.2	90.1	12.8	6.1	8.2(0.3)	7.8	374	24.3	129.8	—
平均偏差	88.7	32.0	63.7	32.0	14.4	25.0	9.5	8.0	4.5	32.7	93	32.5	216.2	—
同率(%)	26	27	30	40	29	28	74	131	54	41	25	134	170	—

家族數 (人)	農業従事者		勞 働 分 配 (時間)						農業従事者 一人當時間		
	數(人)	一人當 田畑(畝)	農 産	畜(馬)産	兼 業	被 傭	家 事	其 他		計	
17	8	78	18,617.0	5,164.0	5,102	—	11,282.0	344.0	35,345.0	4,418	
13	6	63	14,670.5	5,549.5	46	—	13,055.5	1,478.0	29,250.0	4,875	
10	5	95	14,366.5	5,084.5	—	169	7,264.0	795.0	22,594.5	4,519	
9	4	115	9,291.5	2,184.0	—	698	5,513.0	275.0	15,797.5	3,949	
12	6	77	12,223.5	3,000.0	1,861	22	7,183.0	1,425.0	22,714.5	3,785	
10	6	75	13,947.5	2,829.5	—	—	9,057.0	347.0	23,351.5	3,892	
8	4	109	8,829.0	2,421.0	—	—	6,840.0	175.0	15,844.0	3,961	
13	5	84	10,733.0	2,989.0	1,278	103	5,998.0	279.0	18,391.0	3,678	
9	5	80	12,936.5	5,918.5	3,282	—	4,757.0	300.5	21,276.0	4,255	
7	6	60	10,677.0	2,826.0	—	—	5,957.0	328.0	16,962.0	2,827	
8	3	119	8,891.5	1,622.5	—	—	4,207.0	103.0	13,201.5	4,401	
7	3	117	9,297.0	2,522.0	138	—	5,195.0	645.0	15,275.0	5,091	
10	4	81	6,155.0	1,506.0	1,493	—	4,766.5	567.0	12,981.5	3,245	
8	4	80	9,722.5	2,480.0	—	154	7,286.0	1,298.5	18,461.0	4,515	
9	3	102	8,144.0	1,853.0	776	211	4,274.0	688.0	14,093.0	3,839	
6	4	75	7,898.0	3,047.0	—	240	3,167.0	213.0	11,518.0	2,879	
5	3	93	9,881.5	2,705.5	—	—	3,246.0	303.0	13,430.5	4,477	
5	4	70	8,645.0	2,446.5	991	1,293	4,607.5	1,012.0	16,548.5	4,137	
10	4	70	8,292.0	1,971.0	68	—	5,994.0	738.0	15,092.0	3,773	
9	5	55	10,364.0	2,895.0	—	442	4,522.5	606.0	15,934.5	3,185	
3	2	137	6,195.5	1,809.5	—	—	2,458.0	610.0	9,263.5	4,632	
9	4	68	8,506.0	2,313.0	1,839	199	3,567.0	627.0	14,738.0	3,685	
4	3	83	7,969.0	2,563.0	—	—	1,648.0	22.0	9,639.0	3,213	
6	2	115	5,506.5	1,455.5	1,025	—	2,617.0	220.5	9,369.0	4,685	
11	5	44	11,990.5	3,746.0	6	149	14,108.0	844.0	27,097.5	5,420	
4	2	110	4,703.0	2,232.0	—	—	2,252.0	681.0	7,630.0	3,818	
8	4	54	8,211.5	1,389.5	7,916	—	4,414.5	522.0	21,064.0	5,266	
8	3	57	7,049.0	1,672.0	—	—	2,518.0	334.5	9,901.5	3,300	
3	3	50	4,980.0	1,197.5	1	12	2,244.5	929.0	8,166.5	2,722	
平均	8.3	4.1	83.3	9,610.1	2,737.7	890.4	127.3	5,517.2	576.9	16,721.9	4,019
平均偏差	2.6	1.0	18.8	2,400.7	891.7	1,156.8	173.1	2,298.6	296.5	5,575.1	590
同率(%)	31	25	23	25	32	130	136	42	52	33	15

東北及關東の農村及農業

	農 産	畜(馬)産	兼 業	労働收入	財産收入	家事收入	總 計
現 金 收 入 (單 位 圓)	336.20	60.30 (5.2)	770.60	—	—	—	1,167.10
	835.22	641.54(40.5)	—	—	—	105.50	1,582.26
	579.90	442.39(41.5)	—	20.40	—	22.60	1,065.29
	665.78	325.39(28.4)	—	54.81	—	99.20	1,145.15
	406.98	55.00 (6.6)	356.00	20.74	—	—	838.72
	419.10	20.00 (4.3)	5.00	—	—	25.00	469.10
	459.67	321.35 (4.1)	—	—	—	—	781.02
	672.93	484.00(29.3)	473.35	19.70	—	—	1,649.98
	399.10	319.00(22.5)	700.00	—	—	—	1,418.10
	488.95	21.04 (3.4)	70.00	—	—	45.00	624.99
	457.62	186.00(28.9)	—	—	—	—	643.62
	577.93	396.50(17.8)	—	50.00	14.00	1,189.86	2,228.29
	237.73	330.00(36.3)	323.88	5.50	—	11.85	909.96
	382.67	20.00 (3.0)	—	21.60	—	100.00	524.27
	397.18	77.50(13.5)	—	100.50	—	—	575.18
	25.80	342.50(57.5)	—	—	—	227.70	596.00
	550.75	750.00(57.7)	—	—	—	—	1,300.75
	233.73	20.00 (3.2)	41.80	158.65	—	169.00	623.18
	113.19	225.00(60.3)	—	—	—	35.00	373.19
	510.83	608.80(57.5)	—	39.70	102.80	19.00	1,281.13
	535.66	450.00(54.7)	—	—	—	—	985.66
	350.85	63.00 (1.0)	167.00	39.80	—	—	620.65
	5.40	380.00(78.3)	—	—	—	100.00	485.40
	387.87	21.04 (1.7)	793.73	—	—	—	1,202.64
	530.04	426.82(19.3)	—	41.00	1,137.44	75.50	2,210.80
268.98	392.59(58.5)	—	—	—	20.86	682.43	
48.00	20.00 (1.5)	207.72	20.00	—	—	1,295.72	
—	29.00(22.5)	—	—	—	100.00	129.00	
213.86	210.00(49.5)	—	—	—	—	423.86	
平均	382.48	263.41(29.2)	169.28	20.46	43.25	80.90	959.77
平均偏差	179.85	147.00	237.67	23.66	79.57	99.16	375.50
同率(%)	64	56	140	116	184	123	39

	農 産	畜(馬)産	兼 業	公租公課	小作料・利子 及財産管理	家 計 費	計	現 金 收 支 差 引
現 金	200.07	56.42	56.28	33.90	—	685.02	1,031.69	135.41
	224.36	315.34	—	86.31	2.30	1,290.05	1,918.36	(-) 336.10
	212.40	115.71	—	57.78	21.15	512.04	919.08	146.21
	238.88	64.66	—	28.71	34.64	372.47	739.36	405.79
	277.46	29.56	3.60	49.48	2.68	351.30	714.08	124.04
	301.57	9.16	—	57.50	—	532.40	900.63	431.53
	156.18	121.54	—	30.59	17.60	325.60	651.51	129.51
	197.15	295.82	105.80	13.70	81.97	346.26	1,040.70	610.28
	156.94	239.52	443.00	18.66	139.00	261.82	1,258.94	158.16
	211.15	10.77	—	51.48	—	403.76	677.16	(-) 62.57
	157.20	19.50	—	6.51	—	320.83	504.04	139.58
	233.78	99.27	—	70.36	13.00	446.76	863.17	1,365.12
	101.02	181.42	5.00	25.50	—	268.98	581.92	32.80
	233.48	9.11	—	14.83	18.00	235.51	510.93	13.34
	353.23	533.99	—	33.72	—	267.12	1,188.06	(-) 612.88
	支 出	87.06	38.01	—	11.32	—	358.15	494.54
143.02		129.86	—	34.79	4.00	385.14	696.81	603.94
134.14		1.22	2.26	8.31	36.80	422.23	604.96	18.22
121.70		41.36	—	17.60	50.70	214.91	446.27	(-) 73.08
243.13		68.31	—	87.87	20.00	421.49	940.80	340.33
272.11		152.72	—	13.47	13.70	367.54	819.54	166.12
151.24		18.66	—	16.30	7.00	744.35	937.55	(-) 316.90
124.38		212.64	—	12.30	—	200.00	549.32	(-) 63.92
202.40		10.32	584.92	9.53	4.00	223.73	1,034.90	167.74
246.41		98.24	—	210.25	1.50	1,037.29	1,593.69	617.11
173.95	335.67	—	11.23	13.74	132.17	666.76	15.67	
121.60	6.22	849.89	26.10	—	416.90	1,420.71	(-) 124.99	
92.00	19.72	—	11.80	—	86.06	209.60	(-) 801.60	
121.78	190.37	—	17.37	8.50	108.19	446.21	(-) 22.35	
平均	189.32	118.11	70.72	36.80	16.78	408.21	840.10	109.53
平均偏差	55.96	91.53	117.30	26.37	22.08	172.20	284.68	245.50
同率(%)	30	77	165	72	108	42	33	224

	農 産	畜(馬)産	兼 業		現物支拂	農産等仕向	畜産仕向	家事仕向
部 門 別 現 金 所 得	136.13	3.88	714.32	植 産 物 處 分 (販 賣 ヲ 除 キ 價 格 ヲ 見 積 ル)	929.50	93.06	758.50	1,453.80
	610.86	326.20	—		191.45	25.00	417.70	412.40
	367.50	326.68	—		729.61	52.22	498.24	1,149.29
	426.60	260.73	—		674.05	34.50	187.06	321.53
	129.52	25.44	352.40		986.70	33.85	456.02	488.49
	117.73	10.84	5.00		534.25	65.33	266.89	521.46
	303.49	199.81	—		511.16	30.16	465.05	496.85
	475.78	188.18	367.55		668.30	42.00	268.90	842.39
	242.16	79.48	256.00		704.81	29.10	382.96	480.55
	277.80	10.27	70.00		475.63	18.00	238.45	750.39
	300.42	166.50	—		608.00	25.80	298.90	254.50
	344.15	297.23	—		463.00	34.50	347.33	656.40
	136.71	148.58	318.88		327.45	1.50	258.58	460.52
	149.19	10.89	—		330.00	36.66	149.63	338.60
	43.95	456.49	—		387.40	24.35	292.38	706.07
	(-) 61.26	304.48	—		323.80	37.19	238.36	357.28
	407.61	620.14	—		329.30	12.00	620.27	565.04
	99.56	18.78	39.54		314.15	28.05	81.34	365.80
	(-) 8.51	183.64	—		679.34	37.34	99.46	485.26
	267.70	540.39	—		16.75	38.06	396.28	644.85
263.55	297.28	—	409.20	31.55	279.77	415.75		
199.61	44.34	167.00	390.10	17.30	112.27	450.32		
(-) 118.98	167.36	—	524.25	18.53	277.98	595.25		
185.47	10.72	208.80	545.60	55.30	119.00	349.20		
283.63	328.58	—	22.98	34.00	361.71	1,012.92		
95.03	56.92	—	520.60	11.91	183.10	334.06		
(-) 73.60	13.78	357.83	412.67	9.10	184.69	566.50		
(-) 92.00	9.28	—	376.25	9.60	156.95	500.02		
92.08	19.63	—	318.27	16.37	98.98	327.18		
平均	93.16	145.30	78.56	472.57	31.11	292.98	562.19	
平均偏差	165.77	150.91	134.77	170.74	13.10	122.77	190.64	
同率(%)	179	104	137	36	42	42	34	

畑・原野の半が部落民有である。農産物は八萬圓弱、米・大豆・小麥・粟・稗・馬鈴薯・菜種・大麻等で、瘦地型である、畜産（産駒を主とす）は八千圓強である、之に次いで七千圓弱の林産がある。

元來輕種（南部）馬の産地として顯はれて居たが、馬政の方から中間種々牡馬を配置して改良して居る。農家は牝馬を飼ふて蕃殖をするわけだが、仔分の小作借受馬が多い。一本松種原（隣村）種牡馬組合、一本松牧野組合が組織されて居る。後者は放牧地四二町歩採草地七町歩を管理して居る。

今二九戸農家の調査を田畑經營面積の順序に配列したものを掲げる。「表参照」

經營面積は最少一町五反から最大六町二反五畝に及ぶが平均三町三反三畝（一萬坪）に近いものが多い。水田と畑とは一・二で之も平等に近く分配されて居る。稻作・麥作・雜穀作・蔬菜作・大豆の順序に平等性が見えるのは自給を主目的とするからである。販賣作物たる馬鈴薯及菜種、飼料作物たる牧草及青刈作物、並びに原野の面積は變化が多い。更に山林は其偏差最大である。

農家々族・農業従事者數・其一人當田畑面積及勞働

時間・農産・畜産及家事の爲めの勞働時間は偏差少く一様性を持つ、兼業・被傭勞働には偏差がある。

現金總収入は偏差少く、其内容中、畜産・農産・勞働・家事・兼業・財産の順序に偏差が大となる。畜産農産が常収入であつて他は非常的なりと見なければならぬ。支出は農産・家計・畜産・公租公課小作料及利息・財産管理・兼業の順序に偏差を増す。現金收支差引は偏差大なるものである、部門的現金所得では畜産・兼業・農産の順序に偏差大である。

之を要するに此部落は各戸の經營が非常に似たものであつて、畜（馬）産は安定した産業であり、田畑作は自給を主とし、其現金收支は不安定なりと見るべきである。

（同じ資料に基づいて同様の計算を北海道の馬産地農家に就いて計算したものは北海道農會報十六年十一月四九一號に載せた。）

二、甲地村と丙來村

甲地村は東北本線乙共驛を持つ。村役場等もそこから近い。丙來村は眞當には戸來村と書く。甲があり乙があるから丙を並べて見たのである。此村へは同じく東北本線尻内驛から五戸鐵道又は乗合自動車で五戸驛

に行き、そこから乗合自動車で行く。甲地村は青森縣最初の滿洲移住分村を計劃した村として有名であり、丙來村は基督日本來説で有名になつた。私は之等に興味を持つたのではない。それは二義三義の價值しか持たない。私は一義的に前者は馬の村として後者を牛の村として視察したのである。北海道で例へるならば、前者は十勝國の様な廣濶な原野であり、後者は狭い谿谷を持つ北見國に似る。前者の主たる作物は最高の米を除けば大豆馬鈴薯が重要で、次いで茶種と粟である。後者のそれは同じく米を最高とするが、苹果が最も價額の高い農産物であり、大豆・小麦が之に並び粟の如きが之に次いで居る。米と大豆は亞細亞的農産物でどこでも重きを置かるゝことは同じ。馬鈴薯と小麦では前者の地味が劣ることを示して居る。但し必ずしも馬鈴薯に比し小麦の收益が多いわけではない。馬と牛の關係も同様で、氣候のよくない、地味の瘦せた所に馬が適するであらうし、稍肥沃な土地に牛、特に、乳牛が適するであらうが、現状では馬の方が遙かに有利と見られて居る。甲地村は其土地が廣濶であるに拘はらず耕地には不足して居ると云ふ。御料林・國有林等が多いのである。耕地に不足し而も肥沃な土地

でないから農家は喰ふことが出來ず、出稼をする。約五百の青壯の男子が北海道やより遠い土地に農繁を見捨て、出かけて行く、残るのは老幼婦女が多くなる。農家戸數九百餘耕地面積田約千町畑約千町で、農家一戸割宛は田一町餘畑同一町餘となる。自作農が少く小作農が多いが、さればと云ふて大地主があるわけでもない。適正規模は、田一町九反、畑一町八反、計三町七反餘、外に小許の山林原野を有し、三頭以上の馬を有し、年千六百餘圓の總收入で、其一割を餘剩とし得るものである。

私は此の村の内蛭澤ウチエビザハと云ふ部落を尋ねた、數十戸の部落で一本の道路に並んで密居して居る。大部分の家が蛭澤姓を名乗つて居るさうで、大體分家關係のものであらう。本家分家、主従と云ふ様な關係は少ないと云ふが、分家の初期には本家への勞働奉仕はあるやうだ。昔のことをきくと、放牧地が自由に使へ、牛馬を數多く飼ひ、食糧の粟稗を多く耕作した。現在では放牧地が少くなり家畜數は減じたが、家畜の素質はよくなつた。作物は馬鈴薯・菜種の如き集約なものになつた。土地は必ずしもないではない。最近國有林を拂下げて開墾したものもある。國有林の林相等貧弱で、民

有地とする方が集約な利用が出来ると思われた。農業で喰へないと云ふよりは外部の勞賃が高く誘はれて出稼するものが多いとのことであつた。滿洲分村も緊急の必要と云ふのではないらしい。

丙來村は甲地村の半分位の村で、農家戸數四五〇、耕地は田二六〇町、畑五二〇町である。自作農が多く、耕地面積は狭いが肥沃である。其他の土地は大牧場、國有林等で、利用の餘地が少いのが缺點である。

昭和十年更生計劃を立てた頃には農家經濟に赤字が多く、負債は嵩んで居た。更生計劃は、先づ農民道場を作つて精神作興をすること、之は今では青年學校の様に用ひられて居る、農業組合中心に生産物の搬出の便を増すこと、即ちトラック運用、共同集果荷造、精穀製粉製麵、牛乳殺菌、牛酪製造、羊毛加工、大麻紡織等の設備を運用する、種畜を保育する、診療所を置く等である。

此村では、甲地村の様に良馬を飼はず、頗る小さい南部馬を使ひ——其頃駄載で厩肥を搬び、冬作の小麥を蒔いて居た——反對に甚だ大きいホルスタイン種の乳牛を飼つて居る。(北海道から買つて來た)見事な良牛揃で、一日平均一斗の乳を出すと云ふから驚くべき

ものである。六〇頭の乳牛で、一年中には一萬二千圓の牛酪、五千圓の市乳、九百圓の渣乳等を賣つて居るから一頭當三百圓平均を擧げて居るわけだ。牛乳の取扱其他は法人格の酪農々事實行組合でやつて居る。其規約及成績を掲げてみやう。(寫真報告が昭和十七年一月の中央公論に高倉輝氏説明で載せられて居る)

丙來村酪農事實行組合規約

第一章 總 則

第一條 本組合ハ隣保共助ノ精神ヲ基調トシテ組合員ノ共同ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ丙來村酪農事實行組合ト稱ス

第三條 本組合ノ地區ハ青森縣三戸郡丙來村トス

第四條 本組合ノ事務所ハ之レヲ青森縣三戸郡丙來村字館神

八拾番地ニ置ク

第五條 本組合ハ地區内ノ農業ヲ營ミ乳牛ヲ飼養シ搾乳ヲ爲ス者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、酪農ノ共同經營並ニ共同作業

二、器具機械ノ共同設備並ニ共同使用

三、酪農經營合理化ノ共勵實行

四、酪農改良事項ノ共勵實行

五、産業用品及生計用品ノ共同購入

六、酪農生産物ノ共同販賣

七、組合員ノ共同貯金ノ取扱

八、酪農ニ關スル調査研究

九、生活改善ニ關スル共同施設並ニ其ノ共勵實行

十、組合員ノ德義ノ涵養ト向上ニ關スル事項

十一、以上ノ外組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第七條 本組合ハ丙來村信用購買販賣利用組合員タルモノトス

第八條 本組合ガ組合ノ財産ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テハ本組合ノ組合員ノ全員ハ本組合力産業組合ニ對シ負擔スル一切ノ債務ニ付連帶無限ノ責任ヲ負擔ス

第九條 本組合ノ公告ハ本組合ノ事務所ノ揭示板ニ揭示シテ之ヲ爲ス

第二章 加入及脱退

第十條 組合員タラントスル者ハ加入申込書ヲ理事ニ差出スモノトス

理事前項ノ申込書ヲ受ケタルトキハ總組合員ノ同意ヲ經テ組合員名簿ニ登錄シ其ノ旨ヲ申込人ニ通知スルモノトス
組合員ノ加入ニ當リテハ加入金壹圓ヲ徴收スルモノトス

第十一條 組合員脱退セントスルトキハ少クトモ二箇月前ニ其ノ旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第十二條 組合員死亡シタルトキハ其ノ家督相續人ニシテ組

合員タル資格アルモノハ被相續人ニ代リテ組合員トナルモノトス但シ相續人ニシテ相續加入ノ意思ナキ旨申出タルトキハ此限ニ非ス

第十三條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リテ之ヲ除名ス

一、組合ノ業務ヲ妨クル所爲アリタルトキ

二、犯罪其ノ他不正ノ所爲ニ依リ組合ノ信用ヲ毀損シタルトキ

組合前項ノ規定ニ依ル除名ヲ爲シタルトキハ其ノ旨本人ニ通知ス

第十四條 組合員ノ脱退ニ當リテハ組合財産ノ分配ヲ爲サズ但シ組合ニ損失アル場合ハ第三十五條ノ分擔ヲ爲スモノトス

第三章 事業執行

第十五條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル

第十六條 本組合ノ事業ニシテ産業組合ノ事業ト同種ノモノハ總テ産業組合ヲ通シテ之ヲ行フモノトス但シ已ムヲ得サル場合ハ此ノ限りニ非ス

第十七條 本組合ハ手數料又ハ使用料ヲ徴スルコトヲ得前項ノ手數料又ハ使用料ハ毎年總會ニ於テ決定シタル範圍内ニ於テ理事之ヲ定ム

第十八條 本組合ニ於テハ毎月一回以上組合員集會ヲ開キ事業ノ共勵、打合及研究ヲ爲スモノトス

第十九條 本組合ノ事業執行ニ關スル細則ハ總會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第四章 役員及委員

第二十條 本組合ニ理事五名監事貳名ヲ置ク

理事ハ組合長一名副組合長一名ヲ互選ス

組合長ハ組合ヲ統理シ組合ヲ代表ス

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

組合長、副組合長ニ非サル理事ハ組合事務ヲ分掌シ組合長及副組合長共ニ事故アルトキハ互選ニ依リ其ノ職務ヲ代理スルモノヲ定ム

第二十一條 理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任

ス但シ設立當時ノ理事及監事ハ規約ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 理事監事ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ケス

理事、監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ任ニ在ルモノトス

補闕ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第二十三條 本組合ハ事業部ノ各部委員ヲ置ク委員ハ總會ニ於テ組合員ノ互選ヲ以テ之ヲ定メ任期ハ一年トス但シ再選

ヲ妨ケス委員ハ其ノ受持事業部ノ世話ヲ爲スモノトス委員ハ一人一役主義トス但シ已ヲ得サル場合ハ此ノ限ニ非ス

第二十四條 理事監事及委員ハ名譽奉職トス但シ總會ノ決議

ニ依リ報酬手當又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得

第二十五條 理事ハ規約、總會ノ決議録、財産目録及組合員名簿ヲ事務所へ備へ置クヘシ

第五章 會議

第二十六條 會議ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年二月之ヲ開ク

臨時總會ハ臨時必要ト認メタル場合ニ之ヲ開ク

第二十七條 本規約ニ定ムルモノノ外左ノ事項ハ總會ノ決議

ヲ經ルモノトス

一、經費ノ收支豫算並ニ財産處分

二、組合費ノ分賦收入方法

三、事業計畫並必行事項

四、借入金

五、規約ノ變更

六、組合員ノ除名

七、組合ノ解散

八、其ノ他重要ナル事項

第二十八條 總會ノ決議ハ組合員ノ四分ノ三以上出席シ其ノ過半数ノ同意ヲ得テ之ヲ爲ス但シ規約ノ變更財産處分除名

及解散ハ組合員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ要ス

第二十九條 理事ハ事業報告、經費ノ收支決算、剩餘金ノ處分及財産目錄ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ經ルモノトス
 又監事ハ豫メ前記ノ事項ニ付キ之ヲ調査シ通常總會ニ報告スルモノトス

第三十條 總會ハ組合長之ヲ招集ス總會ノ招集ハ五日前ニ之ヲ爲スモノトス

第三十一條 組合員ハ家族又ハ組合員ヲ代理人トシテ總會ニ出席セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト看做ス

第三十二條 總會ニ於テハ決議録ヲ作り開會ノ日時、場所、決議シタル事項、組合員數、出席者ノ員數其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載ラシ之ニ議長及出席者貳名以上署名又ハ記名捺印スルモノトス

第六章 會計資産及損失分擔

第三十三條 本組合ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

- 一、組合費
 - 二、手数料又ハ使用料
 - 三、補助金寄附金
 - 四、雜收 入
- 第三十四條 本組合ニ餘裕金アルトキハ丙來村信用購買販賣利用組合ニ預ケ入レ又ハ郵便貯金トナスモノトス

第三十五條 組合財産ヲ以テ組合債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於ケル組合員ノ損失分擔ノ割合ハ組合ヲ利用セル金額ノ割合ニ應スルモノトス

第三十六條 組合財産ノ管理及會計ニ關スル細則ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第七章 解散

第三十七條 本組合解散シタルトキハ理事清算人トナル

第三十八條 清算ノ結果生シタル殘餘財産ハ組合ヲ利用セル金額ノ割合ニ應シ各組合員ニ歸屬ス

昭和十四年度第六回通常總會

丙來村酪農事實行組合收支決算書

收入之部

種目	十四年度 決算額	備考
牛酪販賣額	二、八〇〇・〇〇	九五〇一ポンド
市乳販賣額	一、六七・〇〇	五九石五五〇
脫脂乳販賣額	九七・〇〇	四九五石四五〇
小計	四、〇五三・〇〇	
縣補助金	三〇・〇〇	冷藏庫助成
產組配當金	四・〇〇	十三年度配當金
種牛收入金	六六・〇〇	（トライユー）コンデン
種牛收入金	六六・〇〇	種付料、飼料補助
借入金	四五・五五	個人三九五圓五二圓
		（金澤共同貯蓄會）二〇圓

水販賣額	一五・八〇	至元實及販賣量、完否實
三八城畜産株金拂戻	二・〇〇	勿冷蔵庫及バター使用
勸銀借入金	三、〇〇〇・〇〇	拂込二回分
小計	四、七三・五三	五ヶ年年賦償還
合計	一九、三六・一三	

支出之部

種目	十四年度 決算額	備考
原料乳代金	九、八三・五四	一%六三三四石六一二合
市乳割増金	一三〇・〇〇	四錢三ヶ月至錢九ヶ月
市乳運賃	四・四〇	組合ヨリ五戸迄デ二石二斗分
電燈料	五・〇〇	一月ヨリ十二月迄デ
電動力量	七・一四	同
硫酸費	四・〇〇	六十八本
食鹽費	六・三六	一箱實目
パラピン紙代	四・八〇	一三〇〇枚分
バター容器費代	三九・九〇	一廿八一三〇個
バターカラ代	一五・〇〇	六 罐
バター容器カトルン代	三九・九〇	一廿用六〇〇〇枚
バター容器カトルン代	七・五〇	半廿用一五〇〇枚
バター輸送箱代	八七・四〇	一八二個
ベーパー代	五五・五〇	八〇〇枚一廿半廿
バター運賃	一三三・四〇	一八二個丙來東京横濱方面

機械油代	一五・〇〇	一斗五升分
機械修繕費	五五・四〇	ボイラ用ゲルチ、セバレ タイゴムベルト其他
バター小賣手数料	九・四〇	バター一廿十錢九〇〇個 半廿五錢一六九〇個
臨時助手人夫賃	三九・七〇	三十八人分
給料	三九・三〇	技術員一ヶ年分、使丁十 ヶ月十日當直料二ヶ月分
燃料	四三・〇〇	木炭十八俵、薪六十三間 石炭一トソ
雜費	三三・三三	八〇圓釘、晒白、電球費 一五五圓三〇其ノ他
器具購入費	二、七三・五五	臺秤、試験機、其他
通信費	一五・四〇	吹上カッター一式
同信費	三七・七〇	
通品費	三・八〇	電話、電報及ハガキ
備品費	四・三三	パイプレンズ、スパナ、 モツタ其ノ他
交際費	八・〇〇	婦人見學、大平牧場
視察費	八・〇〇	
宣傳費	七・〇〇	
衛生費	三〇・〇〇	
旅費	一七・五九	青森、八戸、五戸、七戸方面
花輪及弔旗費	一九・〇〇	故佐々木三郎平ニ贈ル
薪小屋建築費	五五・三〇	大工、人夫、材料
薪場敷地拵費	七・〇〇	中村源太ニ渡シ
水道用土管費	一七・〇〇	上流ノ水道用土管六十本
乳牛品評會費	一八・三三	春秀一回分
諸帳簿費	二六・〇〇	一冊二圓五十册分ト送料

事務費	三、〇〇〇	一ヶ月三圓ノ割一ヶ年分
會議費	五、〇〇〇	
會組出支金	一、〇〇〇	十四年度出資金
小計	一、三、〇〇〇	
借入金返済	四、五〇〇	個人三九五圓五二利子共 金ヶ澤共同貯蓄會〇〇〇圓
借入金利息	一、三〇〇	三月ヨリ八月マデ六圓 九月五年三月マデ七圓四角
勸銀年賦償還	四三・三六	利息二ヶ月分三圓九角 ヨリ六月元利年賦四九圓 三月六月ヨリ十二月
借入過年度拂	三、〇〇〇	七三年度未拂金三六九圓六錢
小計	三、九二・三〇	同 利子二〇圓元錢
種牝牛支出金	五、四・九〇	全部ノ費用
小計	五、四・九〇	
水採取支出金	三三・九六	全部ノ費用
小計	三三・九六	
搾取場補助費	七〇・〇〇	一ヶ所五圓十四ヶ所分
年末賞與	五〇・〇〇	技術員七〇圓丁使二五圓
小計	一、二五・〇〇	
合計	一、九、二六・五五	
差引	一九・七	
差引	一九・七	

昭和十五年度第六回通常總會

種牝牛收支決算表

第十三トライユニオンオームスピローズバターボーイ號

收入ノ部

種目	金額	備考
種付料	二、〇〇〇 <small>円</small>	
合計	二、〇〇〇	二〇頭分組合員(六圓) 組合外(七圓)

支出ノ部

種目	金額	備考
飼立料	一、五〇〇 <small>円</small>	
合計	一、五〇〇	一ヶ月一六・五〇(一〇月分)
差引	五〇・〇〇	決損

コンデンダーサーネザーアツクラム號

收入ノ部

種目	金額	備考
種付料	四、五〇〇 <small>円</small>	
縣補助金	一、七〇・五	六六頭分
合計	六、二〇・五	

支出ノ部

種目	金額	備考
飼立料	二、五・九 <small>円</small>	
合計	二、五・九	一ヶ月二一・〇〇七月七日分

縣納附金	一六・〇〇	一頭三圓(六六頭分)
種牛引付費	三〇・〇〇	丙來七戸間
合 計	三九・九〇	
差引 殘金	三六六・〇六	益 金
二頭分合計	三二・二六	總益金

昭和十四年度氷販賣決算表

收入ノ部

金 額	貫 數	單	價	備 考
七・五	一、四五〇〇	一貫	五 錢	キャンデー販賣
三・八三	四四、〇〇	一貫	七錢二	一般販賣
四・三五	三、五二〇〇	一施	三、五〇	八戸行一三ポルトン分
	二、九五〇〇			冷蔵庫用
	九五、〇〇			バター用
合計一四八三	九、三九〇〇			

支出ノ部

金 額	貫 數	單	價	備 考
二二・〇〇				手入人賃
三四・〇〇				鋸屑引
四二・三三				氷切賃
一六・六六				氷引賃

合計三〇・六六	木材料役場拂
差引三五・六六	決損

階農々事實行組合長さんの御宅を見せてもらつた。

御家族は八人、働く人三人、養子が一人應召中とのこと、家畜は南部馬一頭、搾牛二頭、犢一頭、土地は水田九反、普通畑一町三反、苹果園六反、牧草地四反、野草地二町五反(内一町は借入)山林八町歩、いづれも飛地であるが甚遠いところはない。御宅の見取平面圖は別圖の如くである。我々に珍らしいのは、作業場及臺所の板敷と畜舎の土間とが、何等の隔壁なく唯馬栓棒で仕切つてあるだけで、爐を中心として一所であることである。畜舎には藜草が充分に入り、家畜は清潔に保たれて居た——實際さうでなければたまるまい——全く家畜は家族の一員である。之は甲地村で見た農家の馬でも略同様であつた。

私は思ふた。東北農村では總てがあまりに親和的である、第一に家族と家畜とが同一室内と云ふてもよい程親和して居る。次ぎには隣家が密接して親和して居る。地主と小作人、本家と分家とが密接な關係を保つ。それがよいことでもあるがまた悪いことでもある

と。北海道では馬は放牧が一番よいと云ふので出来れば年中外に出し家に入れても風の通る様などころに入れて居る、牛舎は住宅と別にするのが普通である。隣人と家を接することは好まない。淋しいことは克服してしまつて居るのである。それだから飛地往復の不便を避けて大面積の耕作が出来るのである。青森縣でも北海道同様な農具（プラオ・ハロー）及家畜（馬・牛）を使ふのであり、耕作する作物も、秋蒔麥又は菜種、間作大豆、稗と云ふ様な二年三作で北海道と大して異つて居ない、異なるは單に圃場往復だけである、それがせいゝで一萬坪の耕作しか出来ぬ様にするが皆な密居制から來て居るのである。

三、岩手縣岩泉村

明糖コンツェルンの幹部有島健助氏は其著「使命の感激」（昭和十六年）の内で次の如く述べて居る。昭和四年……岩手縣下閉伊郡岩泉町……明治製乳株式會社の創立總があつた……資本金二十萬圓の一小會社ではあるが、地方有志の切望に基き地方で出し得らるゝだけの資本を出し、後の資本は明糖にて引受、仕事は明菓で經營する。

盛岡から……沼宮内驛……それから自動車にて山間

谿谷の小路を約六時間も走りつゞけ……岩泉町に達する（現在は宮古線が出來）……先覺者があつて……乳牛の放牧を始め……乳牛そのものを他の地方へ賣出し……搾乳をしたことはなく……地方有志家は初めは……産業組合の組織を以つて乳製品工場を設けて搾乳を開始することを考慮してはみたが、慣れない事業ではあり販路の心配もあり……我社に相談された……我社は早速實地檢分し……如何にも不便僻地なるには驚いたが……其の町名の通り……石灰岩の山間から清水は混々として流れ出で小川を爲し温度も攝氏十度を下らず、……製乳の好條件であるから……遂に之が成立した……農家が乳牛を他に賣放さぬ様にするには數萬圓の資金を農家に貸付する……乳代で長期に少額づゝ回収しては復貸し、冷害不作には更に幾萬圓かの融通を要する……乳牛を有する農家は月々乳代の收入あるのみか、厩肥が得られ、悲惨なる冷害不作に面しても緩和することが出來た。

佐々木町長は畜産の功によつて、觀櫻御會の御召に預つた……同氏は製絲組合に模範を示された……製糸組合の如きは他に例が多い、製乳業の如き新しき事業を片田舎に導かれた功績は……却つて人一倍の輝きを

呈した。

今は産業組合謳歌の時代である……共同事業であり政府の保護もある、會社は營利が目的……邪魔物扱される嫌がある、地方産業の興らざる無理もない。

制度をやかましく曰はずして先づ事業を鋭意誘導するものは榮え其然らざるものは何日までも縣下の舊阿蒙たるに安ずる……制度を動かすものは人である、組合新會社然り。」

青森縣の丙來村では酪農々事實行組合の形で、岩手縣金澤村では産業組合の利用部の形で、牛乳販賣及加工を營んで居るのに對照せらるべきである。

四、小岩井農場

岩手縣の酪農を云ふものは小岩井農場を閑却出來ない。岩手縣のみならず酪農の全國的な存在と言ふべきである。私は詳しい調査をしたのではない。同場の事業一斑等を讀み又瞥見したところの感じを述べるに止める。

明治二十四年小野義眞・岩崎彌之助・井上勝三氏の共同事業として開墾をなした農場で、小岩井の名は三氏の頭字を連続したものである。明治卅二年男爵岩崎久彌が引受けて子爵藤波言忠に事業の監督を依頼し牧

畜中心の農場とした。明治卅九年岩崎久彌自ら事業の監督に當つた。昭和十三年獨立會社事業となつた。投資は累計二百萬圓に達したが、株式は二百萬圓とした。競馬界の繁盛によつて馬産は頗る有利となり最近には黒字を出して居る。酪農の方は有利とは云ひ難いがホルスタインの純粹蕃殖で名牛を出し、岩手縣は勿論東京・神戸・横濱附近乳業者等へ賣つた種牛の數は甚多い。バターボーイ・ポツシフオーブス・ケティーベル・エキスペクテーション等輸入種牛として、又サー・ロメオ・オームスビー、サー・プリーリー・マテツトア等國産種牛として、有名なものを繋いで居る。六頭の種牛、八一頭の蕃殖牝、其他計一八五頭の乳牛を飼ひ、年産バター二萬斤、四萬圓、チーズ四千斤、五千圓の外、牛馬各十萬圓等を賣るので、總收入は三十萬圓にならう。耕作牧草は四百五十町、各種作物三百町餘、山林二千三百町、土地合計面積三千八百餘町である。地質は第四期古層で地味瘠薄であつたが養畜によつて肥沃化した。牧草及燕麥は收穫期降雨の害を受けやすい。玉蜀黍が最適作で、特に黄色馬齒種の種子がよくとれ大量に北海道に賣る。場員二百餘名、傭人延年五萬人に達すると云ふ。想像するに人件費で十

五萬圓以上要り、其他費用を加へると三十萬圓の總收入中残るものは多くはないであらう。併し本邦で大農場を小作でなく直營して收支償ふと云ふものは多く例を見ない。其の僅かな例の内に此農場は輝いて居り、本邦酪農界への貢獻は大なるものがある。

第二 二つの大經營

本邦府縣の農耕適地は大部分集約なる小農經營に委ねられ之を併せて大經營とする如きは殆ど不可能のことである。それで大經營を行ふには從來農耕に適せずとしてより粗放なる利用に供せられたる土地を撰び開墾を行はねばならない。即ち大經營は普通耕作限界外土地の開拓經營となるものである。最近高原地開發が唱導さるゝ際、一方法として大經營が行はれんとするのも、斯かる理由によるものであり、且從來小經營では開發せられなかつた土地が、大經營ならばそれが出來るかと思はるゝからである。また必ずしも高原地でない土地が、やはり樹林等になつて居て、農耕に供せられぬものがある。之等も何等か農耕に供する方法はないかと考へられる。

先づ高原開發の方から考へて見やう。高原地と云ふ

ても海拔千米位のもので、富士山とか八ツヶ岳とか、那須野とか更に南に下つて阿蘇山とか云ふ地方なれば、北海道と氣溫等の點に於ては大差なきものである。氣候上の缺點は多くは風が強いことであらう。土性は概ね洪積とか第三期とかの層か火山岩、火山灰であつて沖積土地に比すると瘠薄なるものである。可溶性礫土の如き成分が過多で、初期には特に有効燐酸を缺除し、過燐酸石灰の如きを施せば相當の作物收穫が出来るが、幾年ならずして加里及窒素の缺乏を見るもので、之等三要素及腐植質の給源として堆厩肥を充分に施用せねばならぬものである。

私は信州八ツヶ岳東南麓の小海線野邊山驛から近い高原開發報國會試驗農場を訪ね場長平林保氏と談つて大に得るところがあつた。同地方は、從來主として造林地とし、牛馬の放牧が行はれ、一部に稍集約な小經營で、蔬菜即ち大根・白菜・馬鈴薯等が耕作されたものであるが、此農場は大規模な耕作を試みつゝあるものだ。高度一、四〇〇米、氣溫は昭和十六年攝氏度が次の如くである。

最高平均

最低平均

平均

七月

三・六

一四・三

七・九

八月

三・六

一五三

六九八

平年に比し最高は低いが最低は高く平均に於て大差なかりし由である。北海道帯廣あたりと似たものであらう。

作物はライ麥及秋播小麥に大豆を間作するもの、馬鈴薯・玉蜀黍・粟・稗等が主作である。又臨機に蕎麥を耕作する。先づ北海道中央地帯に似たものである。寫眞で見せてもらつたライ麥や小麥の出來など相當なものであつたが、玉蜀黍の如き一莖一穂と云ふ位の出來であつた。レッドクローバーが試作してあつたが出來さうだから、麥類にクローバーを混播し刈取飼料及糶込綠肥とするがよからうと話した。尤も石灰や厩肥等を充分施さねば成績はあがるまい、現在豚を飼ひ其飼料として夏季は野生のゼンマイの葉、ハシバミの實等をも喰はせ冬季埋藏(コンクリン)の玉蜀黍莖稈(熟實をとりたるものと、遅播の莖用のものを混する)を給する外、大豆・玉蜀黍其他購入飼料等を給すると云ふ。豚はよく肥え、堆肥はよく積まれて居たが、此大農場としてはまねごとの様なものであつた。百町歩以上の土地を耕作するのであるが、木や石を先づ取除いて、大形トラクターにブラオ・ハローを引かせて、開墾並びに耕

作をする。二三臺のトラクターを持つて居るから其投資と、地髓に金がかゝつて居る。農夫十數名、日輪農舎に住み、見習生數名、合宿所があり、場長と家族の宿舎がある。之で百町歩の耕作をするとし、よく見て一農夫五町歩の耕地となるから、北海道十勝農夫が馬一頭と働く程度である。(十勝の土より重い様ではあつた)。トラクター一臺の年作業は三百人分であると云ふ。平林氏は一農夫・一馬・一枚犁の如きは人間の能力を無駄に使ふものだと稱する。なる程と思はせられる點がなくはない。だが人一人が鋤で耕す場合には木根や石塊があつても支障にならず、人馬の場合も之を避けることが出来るが、トラクターと數枚犁ならば之を避けることが不可能である。そて爲めの投下資本を考ふればトラクターの不經濟なること明瞭である。私をして云はしめよ。大經營ならば牛馬の放牧傍ら之を使用及利用する經營でなければならぬ。小經營ならば附近の農村で勞力が過剰になつて居るのだから汽車を利用して通ひ作りをする程度でもよい。トラクターは單なる景氣つけ、人寄に過ぎないと。少し誇張かも知れぬが、附近の放牧地は一町歩に一頭の大家者を夏季放牧し、又附近の畑地は蔬菜で一段百圓に近い粗收

入を擧げて居る由である。それに對し雜穀等作つたのは、競争にも何にもならぬであらう。いはんやそれを豚に喰はすに於てをやである。

此の經營は、全く試験的なものであつて、機械力で開墾が出来作物が耕作出来ることを證明すればよい。なるべく役畜を使はずで今までトラクターが使へるかを試験するのである。それで金を惜まず使ひ、三十萬圓とかの金を五、六年の試験に投じてそれでよいのである。其のあとをどうするかは未だ知らぬとのことであつた。開墾して數年地力が衰えず其土地を小農に分けることが出来れば此農場の試験目的は了るものであらう。

第二の大經營の例を擧げやう。群馬縣チチマ邑樂郡タカ多々良村宇成島大谷原農園がそれである。園主は飯塚幸四郎氏、明治卅二年に札幌農學校を卒業した農學士である。農業經營の山來を聴くと、明治卅七八年戦役に一兵卒として出征したが、軍本部附となり、歸還計劃樹立實行の助手となつた。歸還するや農業經營を志し、現在の土地を相して開墾を始めた。元來舊藩の砲術練習場で不毛な土地だつたから、轉々所有者を替へたがよく利用されなかつたものである。之を開墾して普通

畑地・蔬菜園・果樹園とする傍ら乳牛を飼ふた。乳牛は資本の恢收が速かでき、且其産する厩肥によつて土地を改良した。雇傭人を用ひて最大のときは四十二町と云ふ經營を行ふた。最近附近に××場が出来、其土地が買取られた。元來一段二十五圓で買入れたが新墾地でも其十倍で賣れた。其後は五町歩餘しか耕作せず、主として乳牛飼料を栽培し牛乳を附近（上州館林町）に賣ることをやつて居る。乳牛頭數は種牝牛二、乳牛四三、内搾乳三六、仔牛四六である。日量合計二石位、卸値一升五十五錢、小賣低溫殺菌のもの一合九錢五厘と云ふ、乳牛一頭に付年千圓位粗收入はあらう。昔しは牛乳一升の卸値は二十二錢位で地價の値上りとは比較にならぬ低さだ。唯牛乳の需要は多くなつた。因に札幌農學校出身者で永く農業經營を繼續した人は仙臺の早川氏、福岡の遠藤氏等市乳供給者だけと云つて過言でないかと思ふ。（「農業經營學」の著者伊藤清藏氏がアルゼンチンで農業經營に成功して居られるがやはり牧場經營ときき）即ち飯塚氏も落付くべき所に落付いて居られた。併し現時局では、適當なる労働者と、必要なる濃厚飼料が得難く、經營の見透が極めて困難だと述懐された。それでも、乳牛を農家に分

けて、組合化したミルクプラント經營をやつて行くこと云ふ程の轉化も希望しては居られなかつた。幾分孤城落日を守ると言ふ感なき能はずであつた。

氏の企業經營振は謂はゞ資本家的であつた。元來地方機業家たりし父君から、最初の資本は享けられた。併し之を月々賦拂することにし、苦しかつたが實行した。もつとも父君からすれば、必ずしも返して貰はねばならぬ金でもなく、拂ふ覺悟と能力を見極ればよかつたので、後には親子の會社組織に變更された様なこともある。以前に氏の講話をきいたことがあるが、例へば年一回の収入金は之を銀行定期預金にし、經營費は當座の借金で賄ふ様なのが、必ず返すと云ふ考へを持ち、節約するからよいし、銀行の信用も増す、返済などの期日を謬りなく實行し、其の爲必要ならば他の銀行から借る様な手段も取るがよい、そのことであつた。資本企業家、商人的態度とも云へやうが、産業組合と取引する農業者でも學ぶべき態度ではなからうか。園藝生産物の取引先は出荷組合によらず、直接東京の開屋を利用するのがよいとの話もあつた。勿論農耕技術的な工夫が多くあつたらうが、經營と云ふ立場から見ても大に工夫があつたのだ。元來東縛されぬ生

活をしたくて農業經營を始めたのだが、一面從軍の際に經驗した計劃性と云ふことの教訓を實行したものと云はれた。

地方では農家に甘藷蔓が得られるから之を埋藏飼料等として大に利用し、外に春夏の飼料を栽培すれば、乳牛飼養繼續は困難でない、勞力問題は強いて大經營を維持せんとせば或は村塾の如き形をとり見習を入れるか名子の様な家族労働者を入れるかの方法もあらう。併し現時局では結局前記清水氏が指導する様な組織、或は彼の丙來村や金澤村の酪農の如き形の方が強味がある様だ。

(以上二經營を東北農村視察記に入れたのは紛らほしいと思はれるかも知れぬ、併し東北地方にも同様の事業經營はあらう。東北にもあるべき一型とし見た故に此處に入れることにした。恰も後述鹿島臺村を東北の中に入りこんだ關東型の村と見る如くである。)

第三 開拓の大經營

横山武夫氏の筆になる「青森縣下に於ける特殊なる社會制度の研究」(青森縣經濟更生資料第三十一輯、昭和十五年七月)を引用する。「青森縣階上村大字角柄折宇正部家に部落と同じ家名を有する正部家家があ

る。……階上岳が家の前方に悠然として聳えて居る高地に建てられた堂々たる邸宅で……近隣を見下ろし……一種の館とも稱し得る……室内や廊下の床など光澤美しく整へられて居る……奉公人の應對の態度と云ひ物言といひ……どうしても武士生活を思出さざるを得ない……中川教授が郷土的……と適切に表現した……もと甲斐南部の家臣であつたが……陸奥に移封され、此處に残つた……郷士として十四五代になる。現在水田十七町歩、畑七十町歩及び山林八百町歩あり、現住する家人は戸主の母（戸主）、妹二人、外二三人の血縁者であるが、譜代の家來とも言ふべき奉公人（即ち名子があり）幼時より同家に入りて勞働に従事する……其の住家が主家の邸宅内にあり幾夫婦かの人々が住居して居る……奉公人は大體四十歳を過ぎると「カマド」になると稱して、分家するのであるが、男子一人は主家に残す、主家より畑二三町歩、田四、五反歩の永代小作權が與へられ、山林十町歩乃至百町歩の管理權並にそれが賣却されたときは收益の三割を贈與される、建物は五間に八間のものが貸され、自力で改築すれば其所有者となる……かゝる分家者は約三十戸あるが……一年を通じて一戸約三十人歩の主家の勞働をする、之

を地頭役と云ふ、土地の公課は地頭の負擔であり、分家の借財は結局地頭のものとなり、其の廢家があれば家族を引受ける……分家に對する負擔は著しく多い様である。

尙同書によつて類似の農村社會構成を掲げる。

正部家部落に隣した同村大字赤保内に野澤部落がある、其の野澤三藏家も亦大家族である。即ち三夫婦十二人が住んで居る、野澤家には外に十一軒の分家があるが奉公人「カマド」が少く殆ど全部が身内分家である、分家にする待遇は正部家のそれと似て居る。

上北郡下田村字南下田の袴田健三家では、身内のもも雇人も一定の年齢（大抵三十五、六歳）まで本家で使はれる、普通の必要品は本家から支給される（唯）本家より許された餘蔭……を私的収入とし……自己及妻子の（用に供する）本家は新分家者の爲めに家屋を新築し、宅地一反歩、水田二反歩、畑三反歩、山林二反歩牛馬一頭を贈與する（或はした）が馬と馬車程度のこともある、分家の本家への勞働奉仕は一年五、六人程度である。

これら諸名家の經營は、いづれも地方としては巨大な土地を直營して居るもので、其爲めに勞働力を保持

せねばならず、自家の家族を手離さず、貫子の様なものを入れる、之は不斷の補充するものであるが、成年以上になつたものを家にいつまでも置けないから經營は獨立さす、併し土地所有權は與へず小作させ、且夫役を徴するのである。斯かる分家を出る爲めには多くの土地がなければならぬ。本家は開墾的企業經營でなければならぬ、現に袴田家の如き東北本線向山驛附近で開墾をやつて居る。それにしても無限に土地があるわけでない。分家の内には他に完全なる獨立を求めて行くものがあるにさうゐない。

第四 大地主

一、七 戸

上北郡七戸町は見渡す限り渺茫たる原野の一隅にある。舊幕時代南部氏の封地居城であつたが壹萬石と云ふ小藩に過ぎなかつた、明治初年から地方に畑地・牧場・林地の開墾が盛になり農場や牧場の開設が多い。工藤農場・盛田農場・濱中農場等有名である。國立種馬牧場縣立種畜場等もある。興味あるは民間の農場である。牧場と云ふのは主として馬、それも多くは競走馬の育成場であるが、最近特に盛に行はるゝ様

になつた。農場と云ふのは主として小作人に耕作させるものである、其内有名な盛田農場のことを記して置かう。

盛田家は七百年も經た舊家で、本家は喜平治を名乗り十三代にもなる、分家が十戸以上もあるが、財産を分割せず、一族の供用とし且一族が依給を受ける制度であると云ふ、大家族主義である。宇藤森ウヅフミにある集團地は耕地畑六十町、田四百町、牧場百二十町、植林地二百町と云ふが、其他にも多くの土地を有し、小作人の數は千にも達する、小作條件は五―六分の刈分で、家畜の仔分、森林の部分も行ふて居る、明治三十九年には農業教師を置き、明治四十一年には小作人を會員とする盛田家農會及保證責任盛田家小作人信用組合を作つて居る。農會の趣意書には「此等盛田家農會を作つたものも……其々に助け合ふことを今一層進めて眞實農事の改良、農産物の増殖をやつて見たいと云ふ考に外ならない……地主たる私も、小作人たる皆様の爲には出來得る限り……盡す積でありますから皆様に於ても其の御積にて共々働かれる様希望致します……改良を致すに就て種々御意見もあり御質問もあること、思ひますがそれらに就てはどうか遠慮なく申述らるゝ

様願ひます……」とあり、其會期には「本會々員にあらざるものは盛田家所有の土地を管理し又は小作人たることを得ず、盛田家主人を以て會長とし、盛田家農業部主事を以て幹事長とす、評議員は盛田家管理人中より會長之を選定す、本會事業費、補助費其他本會に要する一切の經費は盛田家農業部の負擔とす」等の規定、又會長に於て本會評議員若し私利を貪り盛田家農業部に對し損害を與ふるか又は其職務を盡さざるものと認めたるときは盛田家管理人たることを免ず、幹事長に於て「所管評議員と協議の上盛田家小作人たることを免ずる規定」もあつた。

其條件は「一、頑迷にして事理を辨ぜず農事改良の妨害をなすもの一、業務怠惰にして家政治らず農夫たるの資格なきもの一、本會が指示する事業を實行せざるもの一、所管評議員の申請により幹事長に於て小作人たるを免ずる必要ありと認めたるもの」等が掲げられた。本會の事業としては「農産物選種、田畑並苗代の改良獎勵、養蠶・養雞及畜産の改良獎勵、肥料並農具の改良、植林及農副産業の獎勵、勤儉貯蓄の獎勵産業組合の設立、各農會と氣脈を通じ農事改良の方針を共にし其實行を期すること」等の抽象條項もあるが

「農産物品評會及農事講話會の（開催）管理又は小作人にして農事に精勵し特別功勞あるものに對する褒賞、管理人又は小作の子弟にして農事篤學のものに學費補助の途を講ずること」等の實行的規定がある。明治四十二年施行すべき事業として、各所に教師及助手を派遣して畑作の改良に従事せしむ、水稻耕作に關する試験、品評會の開始等があり、四十三年二月下北郡農會議事堂で第一回盛田家小作米品評會があり、名士の講話があつた、青森縣技手工藤直巳が審査に當り成績を發表して居る、又管理人楨泰造は小柳津農法に就て研究結果を發表し、南津輕郡内藤崎氏は馬鈴薯栽培及販賣青森縣農事試驗場長中村鐵太郎は上北郡の適作物を談り、又縣技師久保氏が地主と小作人の關係に就て述べて居る。顔を知れるものは他人乍ら氣を注げるものである。言葉を交したるものは他人乍らも慎む氣になる、双方の氣分がわかるやうに會合の談話の機會を作るがよい」云々。

法人格の農會ではないから町村農會が成立すれば存続すべからざるものであつたらう、其後活動の記録はなし。

明治四十三年には相互救濟の目的を以て十ヶ年貯蓄

を企て、一人一株以上、一株は粟(？)五年、一ヶ年五升宛、毎年十二月倉庫の收納、株主や不時不得止と認めたるものは取縮人協議の上壹石以内の貯穀を貸付け、該月より壹ヶ月壹斗宛、利子貳合五勺を返却させる、貯穀未済者は脱退させ、中途脱退者には十年後でなければ返済しないことにした。

斯く一面には小作料を取立て、小作米で酒造等やり他面には農事の改良や經濟の改善を圖つたので、地主經濟は膨脹し、借金も相當に出來た。牧場經營の如きは、明治廿年米國からアングロアラブ種のハツキン號と云ふのを輸入し、其の仔馬は地方共進會の一等を占めた時代あり、其後サラブレッド及トロッターの名馬を出し、牧場は二哩馬場等あり地方でも稀な美しいもので、盛田家の節になつて居るが、經濟的には餘裕なしと云ふ、餘裕が出來たのは山林事業で「おそい様で早く消極的に見えて積極的な仕事」だと云ふ。小作人との部分經營の様である。

前記信用組合は盛田家主人及親族一同、同土地管理人又は嘗て管理人たりしもの、盛田家小作人又は嘗て該小作人たりしもの、同保證人、盛田家雇傭商人等を含み、出資一口の金額は十圓、存續期間三十年とし

たが、昭和十三年を以て滿了解散した、當時會員數三百餘、財産は五萬圓餘、貸付金三萬九千圓餘であつた。借方は出資金一萬五千圓餘、準備金二萬六千圓餘貯金九千圓餘で、成績は不良ではなかつた。(以上主として盛田喜祖八氏の提供資料による)同氏は當主の叔父で特に植林に熱心であり木狂生と稱して居る、同氏の令息二人は北海道帝國大學農學部に學んだ、一門の内盛田連三氏は盛岡高農の出身、七戸郵便局長で、稻作豊凶に就き研究して居る。

二、五 戸

青森縣三戸郡五戸町は五戸川を挾んで一方は斷崖の上であり一方は低地にある町だ。其低地の方に大地主三浦兼藏氏の住宅がある、普通の店舖風の家だが裏には倉庫や何か多くの建物が並んで居る。郷倉もあるとのことだ。更に小路を隔て、石塀と鐵門を廻した廣大な庭園があり其築山の上に舊居がある。庭の内に此家の基礎を築いた先代の胸像がある。當主は白髮白髯の人だが、眉を入黥で見事にこしらへて居られる。庭の低みから見れば五戸の高臺が我庭の如くであり、又其高みから見れば殆ど三浦家に屬する近所の廣々とした田圃が見渡される。其の田圃の一部が青森縣農事試験

場五戸分場の用地になつて居る。

此の庭園の山來をきくと、明治卅五年に凶作があり官の救済が小作人に迄及ばなかつたから、質銀を給して土盛をさせたことから始まると云ふ。小作條件は刈分ときいた。

三、宮城縣遠田郡南郷村

此村は滿洲移住分村で有名になつた。往時村の國民高等學校長であつた松川五郎君は後に滿洲移住協會の參事になつたが、熱心なる移住運動家である。村の新開墾業者皆川七之助氏は農家各戸を廻つて其の實情を知り移住の必要を強調して居る。此の二人が火の玉の様になつて分村運動をやり大地主の一人野田さん其他が後援したところには縣でも分村運動を盛にやり此學校を拓殖訓練所とし、わきかへる様な騒ぎであつた。移住者は昭和九年二戸二人、昭和十年三戸十三人、十一年六戸十二人、十二年六戸百九十七人、十三年八五戸二百六十人であつた。併し現在では餘程穩かになつて居る。干拓の水田地で大地主の所有地が多い。小作人が過半を占めて居る。小作料は比較的廉く安定して居る。耕作地が特に狭いわけでもない、(分村者の土地が小經營者に歸せず、商工人の小耕作に歸して居るとかき

いた)難を云へば畑・草地・林地の利用すべきものが少いだけである。

大地主は、廣大な邸宅を構へて裕福な暮しをして居るが、他の事業はして居ない。社會的には大に貢獻して居る、前記の國民高等學校も、主として野田さんの寄附で建設したもので、其後乙種農學校になり、青年學校を併置し、立派なものである。野田公園・野田橋野田道路と云ふ見事なものがある。村役場も恐ろしく寄附によつてあらう。青瓦白壁の見事なものを建築して居る。公會堂・劇場もある。之等の施設は隣村志田郡鹿島臺村の貧弱さに比較すると其隔つて居て驚くべきものである。これにも難を云へば、私が渡つた時の野田橋は季節風のため足を兩方に踏張つて歩かねば吹飛ばされさうな状態であり、村役場は最近流行だが村役場らしく見えなかつたことである。

(以上私は大家族經營から地主(小作)經營への轉化と云ふ様の積りで並べて見た、其の發展經過は必ずしも同一ではないが、さう云ふものがあり得ると信ぜられる)

第六 關東型への移行

志田郡鹿島臺村

南郷村と川一つ隔て、隣村志田郡鹿島臺村のことを

書かねばならない。此村では南郷村で聞かされた分村のことは一つも聞かれぬ。此村の有名なものは、品井沼の干拓、村長鎌田三之助氏及び東北帝國大學農學研究所實驗農村の三つによつてである。此附近の地勢は松島の島を山にし、海を田にした様なもので、所々に排水しきれぬ沼が残つて居る。降水の多い時には川が氾濫して其沼が周圍を擴げるのである。それで堤防を築造し逆水門を着けねばならない。品井沼は其工事が最も難いものであつた。藩政時代現村長鎌田三之助氏の祖父鎌田玄光翁が之に着手し、明治九年六十六歳で死んだとき、兒孫にまで遺言した。當時十四歳であつた三之助さんは、その爲め其後巨額の費用を投じ、東西奔走もし、衆議院議員にまで打つて出た。明治廿二年治水組合、同卅四年水害豫防組合が組織され、明治卅九年開墾事業を起工し、明治四十三年潛穴が完成して一千町歩の新田を得た。三百の農民が、水害豫防組合の永小作人として入つた。斯く事業に日鼻をつけて、三之助さんは海外移住を企て、中米メキシコに渡つたのであるが、氏なきあと事業がやはり行つまりとなり、氏を呼びかへさねばならなくなつた。氏はよびかへされ、村長となり爾後卅五年の長き、本年で八十

歳となる高齢まで、勤続したのである。

三之助さんが村長になつた——御自身は、してもらつたと云はれる——時の村政に對する要求條件は、神社の合祀、小學校の統一、部落有財産の統一であつた。いづれも部落本位でバラ／＼な村政を統一する目的であつた。村民に對する指導は、節約によつて、借財をなくし、小作地を買戻して自作農となることであつた。就任當時村民の七割が小作であつたが今や七割が自作となつた古いことであるが、自ら元金で九千圓、粃で百石、玄米で五十餘石の債權を放棄し、田四反、畑五町八反の土地を先づ部落に、次に村財産に寄附した。村長としての執務よりも、草鞋履で待機して居り古バナマ帽と蓑座蓑を着て村内を巡廻することが主たる用務であつた。三十三年間一着の洋服はツギにツギをあてゝあるがそれで首相官邸へも出かけるのである。(昭和十一年選舉肅正中央聯盟から「廿八年の草鞋村長」と云ふ小冊子が出て居る。村長自ら自筆の名刺と共に私に下さつた。私に對する教訓らしく聞へたのは、村長自身昔は髪を分け鬚を立てゝ居たが村長になつてスツバリ落したとの話であつた。)毎朝冷水摩擦をかゝらず、公道橋梁を掃除し、堆肥下肥を處理して

から役場に出勤されるのである。息子さんの一人が東京遊學中スポーツの外傷から不具となられた爲め其の分も働かねばならぬとの御話であつた。斯く村の興る爲めには中心人物の必要なきが實證される。此村には南郷村の様な見事な邸宅も村役場もない。學校の飾は品井沼の水門の扉を校門のそれに用ひたものであつた。人々は故郷を尊重することを教へられて居る。

實 驗 部 落

昭和十六年六月東北帝國大學農學研究所刊行の内浦實驗部驗農家適正規模實驗部落設計書によると、此部落は品井村干拓の水田地帯で、水田九五町、畑二五町計一二〇町あるが、當部落民の耕地は一〇五町九段である、住民五九戸、内實行組合加入者五二戸、干拓當時は一戸當一町五段永小作として平等に渡したが、約三十年間に作株讓渡などで、三町歩以上のもの七戸、一町以下のもの十二戸を生じた、作株取得農家の耕地は分散して居る、土地の交換分合は希望せられて居る。耕地一枚は二反歩を單位とする。收穫は反當二―三石である、裏作の麥は三石もとれた記録がある、但し青刈だとのこと、役畜は牛馬各二〇頭内外、電動機設置農家が二戸ある。

東北及關東の農村及農業

家族數と耕作面積の相關表

家族數 段 別	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上	計
3	1									1
3-6		1	1	3		2				⑦
7-10		2		2						4
11-13			2			1	1			4
14-16		2	2		1	3	2			⑨
17-20		1	1		3	1				6
21-23		2		1						3
24-26		1	1	1	1	1	1	1		⑦
27-30					1	1				2
31-33			1	1	1					3
34-36				1						1
37-40										0
41-49						1				1
50-59							1			2
60								1		1
計	1	9	8	9	⑩	8	2	2	1	

○印は比較的多數の群

協同體制は農業實行組合で、班を別ち、班長の下に總務・經營・稻作・畑作・養畜・肥料・農機具・共同作業・生活改善の各係を置く、各班月例會を開き、研究練習を行ふ、外郭指導部として、農學研究所長首班、農學研究所・衛生學教室・宮城縣農務課・宮城縣農會の職員が参加する。鹿兒臺村長、同村農會技手も企劃委員會に加はつて居る。部落集會所・共同乾燥場・共同作業上共同養魚池・共同收益地を設置し、共同作業農繁托兒・共同炊事・共同浴場を實驗する、農家簿記を徹底させる、農事試驗地を置く、保健衛生狀態を調

在し又指導するのである。

私の此村で覺えた興味は北海道に似て居ることであつた。水田には直播があり、住居は未だ宅地林が生長せぬためもあらうが、散居に見えた。指導者たちは之を府縣化する試みをして居る様だ。裏作は移植を強要し、共同は密居を奨励することになる。